

第六十九回  
帝國議院  
衆議院  
昭和十一年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案委員會議錄(速記)第八回

昭和十一年五月二十一日(木曜日)午後一時	會議	林 平馬君	仲井間宗一君	大藏政務次官 中島彌團次君 (贊澤品等ノ輸入税ニ關スル件)(政府提出)
出席委員左ノ如シ	出席委員左ノ如シ	中 亥歲男君	中 亥歲男君	大藏省理財局長 廣瀬 豊作君
委員長 金光 庸夫君	委員長 金光 庸夫君	中井 一夫君	中井 一夫君	大藏書記官 入江 昂君
理事眞鍋 勝君 理事矢野庄太郎君	理事眞鍋 勝君 理事矢野庄太郎君	倉元 要一君	倉元 要一君	大藏書記官 入江 昂君
理事池田 清秋君 理事木村 正義君	理事池田 清秋君 理事木村 正義君	末次虎太郎君	末次虎太郎君	大藏書記官 入江 昂君
理事田尻 生五君	理事田尻 生五君	池崎 忠孝君	池崎 忠孝君	大藏書記官 入江 昂君
一宮房治郎君 松本 忠雄君	一宮房治郎君 松本 忠雄君	川村保太郎君	川村保太郎君	大藏書記官 入江 昂君
森 兼道君 鈴木康太郎君	森 兼道君 鈴木康太郎君	笠井 重治君	笠井 重治君	大藏書記官 入江 昂君
出席國務大臣左ノ如シ	出席國務大臣左ノ如シ	綾川 武治君	綾川 武治君	文部書記官 服部 繢君
出席政府委員左ノ如シ	出席政府委員左ノ如シ	藏原 敏捷君	藏原 敏捷君	文部書記官 服部 繢君
内務省土木局長 岡田 文秀君	内務省土木局長 岡田 文秀君	農林書記官 周東 英雄君	農林書記官 周東 英雄君	製鐵業獎勵法中改正法律案(政府提出)
大島 寅吉君 松田 正一君	大島 寅吉君 松田 正一君	商工省鑛山局長 小島 新一君	商工省鑛山局長 小島 新一君	貯蓄銀行法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
大正十三年法律第二十四號中改正法律案 關稅定率法中改正法律案(政府提出)	本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)	日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)	昭和九年度第一豫備金支出ノ件
昭和九年度第一豫備金支出ノ件	昭和九年度第一豫備金支出ノ件	昭和九年度第一豫備金支出ノ件	昭和九年度第一豫備金支出ノ件	昭和九年度第一豫備金支出ノ件

## 昭和九年度特別會計第一豫備

金支出ノ件

## 昭和九年度特別會計豫備費支

出ノ件

昭和九年度滿洲事件第一豫備  
金支出ノ件昭和十年四月昭和十年度第二  
至同年十二月昭和十年度第一  
豫備金支出ノ件

自昭和十年四月昭和十年度特別  
會計第一豫備金支出ノ件  
自昭和十年四月昭和十年度特別  
會計豫備金外ニ於テ豫算外支  
出ノ件

## ○金光委員長

是ヨリ開會致シマス、付託  
ニナリマシタ議案全部ヲ議題ニ供シマス、  
質疑ヲ繼續致シマス——石坂君

## ○石坂委員

私ハ各案ノ中豫備金支出ノ事  
後承諾案ニ付テ、文部大臣ニ質疑ヲ致シタ  
レタカ、現大臣ニ之ヲ伺シテモ洵ニ見當ヲ外

レタト云フ其文部省ハ、如何ナル御考デアッ  
タカ、現大臣ニ之ヲ伺シテモ洵ニ見當ヲ外

極メテ些少デアルノデアリマス、萬牛ノ一毛位ナモノデ此金額ノ多少ニ付テ私共ガ言フノデハアリマセヌ、又其中デ私ノ間ハントスル所ハ一万百九十一圓ト云フ教學刷新評議會諸費ト云フモノヲ第二豫備金デ出シテ居リマス、教學刷新ノコトタルヤ機關說排擊ニ伴フ我國ノ國體明徴ノ國論ヨリ出デ居ルモノト察スルノデゴザイマスガ、此事柄ニ付テ吾々ハ無論異存ノアル筈ハナイノデアリマス、併シ此コトハ文部省ノ普通豫算ノ範圍ニ於テ、ヤリ得ルコトデアッテ、若シ新規支出ノ必要ガアツタナラバ、年度ノ初ニ於テ新規要求トシテ御取リニナルベキ性質ノモノト考ヘルノデアリマス、其時其場合ニ臨ンデ、出來心ニ依ツテ爲スガ如キニナリマシタ議案全部ヲ議題ニ供シマス、  
○金光委員長 是ヨリ開會致シマス、付託ニナリマシテ、一日モ捨テ置クコトガ出來ナイト云フ考カラ、文部省ニ於テハ急ニ第二豫備金ノ支出ヲ願ツテ、此評議會ヲ決定スルコトニ致シタ次第デアリマス、甚ダ急遽ニサウ云フコトヲ致シマシタカラ、思ヒ付キノヤウニ御考ヘカモ知レマセヌガ、決シテサウ云フ次第デハアリマセヌ

○平生國務大臣 デアリマス

○平生國務大臣 只今石坂君ノ御話ノコトハ、一應御尤モト思ヒマスガ、決シテホン

ノ思ヒ付キデ教學刷新評議會ヲ開イタト云フコトデハアリマセヌ、勿論年度ノ初ニ於

テ御要求申シテ置イタノガ宜カッタラウト

ノ作興ト云フヤウナ議ガ朝野ニ非常ニ盛

ニナリマシテ、一日モ捨テ置クコトガ出來

ト云フヤウナ御意見デアリマス、此國體明徴、教學刷新ノ全般的趣旨ヲ闡明致スニ付

キマシテハ、色々ノ方策等モシナケレバナ

リマセヌカラ、廣く有識者、學者、教育者ヲ集メマシテ、其意見ヲ徵シテ、根本的ニ

之ヲ検討スルト云フコトモ、決シテ無駄デ

ハナイト思フノデアリマス、尙ホ斯ウ云フ

コトノ爲ニ又再ビ第二豫備金ヲ支出スル

カト云フ御尋デアリマスガ、是ハ私ハ第

二豫備金ノ支出ヲ願フト云フコトハ、決シテ屢々求ムベキコトデハアリマセヌカラ、自

分ノ考トシテハ此問題ニ付テ再ビサウ云フ

コトヲスル必要ハナイノデハナカラウカト

思ヒマス

○石坂委員 様ナ場合ニ於カレマシテモ、今後其事柄ノ起キル場合ニ於テハ、ヤハツ第二豫備金ヲ支出スルガ如キ處置ヲ執ラレル御考デアリ

マセウカ、其點モ併セテ御答願ヒタイ

○平生國務大臣 成程文部省ノ仕事ト致シマシテハ、國體ヲ明徴ニシ教學ヲ刷新スルト云フコトハ、當然スベキコトデアッテ、別ニ特ニ教學刷新評議會ヲ設ケル必要ハナイ

ト云フヤウナ御意見デアリマス、此國體明徴、教學刷新ノ全般的趣旨ヲ闡明致スニ付

キマシテハ、色々ノ方策等モシナケレバナ

リマセヌカラ、廣く有識者、學者、教育者ヲ集メマシテ、其意見ヲ徵シテ、根本的ニ

之ヲ検討スルト云フコトモ、決シテ無駄デ

ハナイト思フノデアリマス、尙ホ斯ウ云フ

コトノ爲ニ又再ビ第二豫備金ヲ支出スル

カト云フ御尋デアリマスガ、是ハ私ハ第

二豫備金ノ支出ヲ願フト云フコトハ、決シテ屢々求ムベキコトデハアリマセヌカラ、自

分ノ考トシテハ此問題ニ付テ再ビサウ云フ

コトヲスル必要ハナイノデハナカラウカト

思ヒマス

○石坂委員 何レ如何ナル質問應答ヲサレマシテモ、最後ハ之ヲ承認スルヨリ外ハナ

イノデアリマスカラ、餘り諄々シク申上ゲルコトハ致シマセヌガ、一體第二豫備金支

分デ文部省ノ支出シテ居ラレマスモノハ六

七百八十九万九千三百九十五圓、ソレカラ

災害ニ關係ノナイモノガ百十二万一千四百六

十二圓デアリマス、其中此災害關係以外ノ

アリマセウカ、其點ヲ御明答ヲ仰ギタイン

出ナルモノニ付テハ、無論大藏省ニ於テモ  
特ニ注意ヲナサシテ居ラルコト考ヘマ  
スケレドモ、斯ノ如キ重大ナ事柄ハ、豫テ  
ヨリ文部省ノ教育上ノ重大方針トシテ相當  
ノ計畫ヲ立テラレテ、豫算ノ上ニ切り盛シ  
テ置カレルノガ、適當ダト考ヘテ居リマス、  
私共ハ只今ノ御答辯ニ依リマシテ、本案ノ  
支出ニ協賛ヲ與ヘタイト存ジマス

○金光委員長 松本君

○松本委員 此場合一寸伺シテ置キタノ  
デスガ、去ル二月二十六日ノ事件ニ關聯シ  
マシテ、政府ノ各方面デ、相當ノ經費ヲ費  
シテ居ルコトト思ヒマス、ソレ等ノ經費ノ  
金額、大體各省別ドノ位ニ達シテ居リマス  
カ、其支出ノ方法ハドウナツテ居リマスカ  
○中島政府委員 松本君カラノ御質問ニ對  
シマシテ御答申上ゲマス、全體ノ經費ノ各  
省別カラ申上ゲマス、内務省ノ經費ガ五万  
五千五百圓デアリマス、陸軍省ノ經費ガ六  
十六万八千三百三十二圓デアリマス、海軍  
省ノ經費ガ七万六千六十八圓デアリマシ  
テ、合計八十万圓ニ當リマス、其他關東廳ノ  
經費ト致シマシテ二万四千五百十八圓デア  
リマシテ、内務省ハドウ云フ方面ニ使ツタカ  
ト申シマスト、本省及ビ地方廳ノ大部分ガ  
マシテ、皆各部分々々ニ於キマシテ、ソレ  
電報料ト事務費デアリマス、サウシテ陸軍

省ノ經費ト致シマシテハ、兵隊ノ食糧及ビ是  
ガ輸送費デアリマス、海軍モ亦同様デアリマ  
シテ、此經費ノ支出ノ基礎ハ剩餘金ヲ以テ致  
シタノデアリマシテ、剩餘金支出ニナツテ居  
リマス、左様御承知アランコトヲ望ミマス

○松本委員 重ネテ伺ヒマスガ、只今御讀  
聞ケニナリマシタ金額ハ、勿論二月二十六  
日カラノ經費ダト思ヒマスガ、ソレカライ  
ツ迄ノ支出デアリマスカ

○中島政府委員 二月二十六日カラ三月末  
日、即チ年度末マデアリマシテ、年度ヲ  
越シテ四月五月今日ニ至リマスマデノ費用  
ハ、規定費ノ中カラ賄フコトニナツテ居リマ  
ス

○松本委員 サウスルト只今御話ニナツタ  
八十萬圓ハ、昨年度分デ、今年ニ至ルノ分  
ハ他ノ既定ノ經費ノ中カラ御賄ヒニナル、  
他ノ既定ノ經費ノ中カラ御賄ヒニナル金額  
ノ豫定ガ大體御分リデゴザイマシタラ御伺  
致シマス

○中島政府委員 今松本君ガ申サレマシタ  
通リデアリマシテ、二月二十六日ヨリ三月  
末日マデノ間ニ、今申上ゲマシタ金額ヲ使  
用シタノデアリマス、今年度四月五月ニナ  
リマシテカラハ既定ノ經費デ使フノデアリ  
マシテ、皆各部分々々ニ於キマシテ、ソレ  
電報料ト事務費デアリマス、サウシテ陸軍

ゾレノ經費カラ支出シマスノデ、豫定ハ不  
明デアリマス

○松本委員 其點ハ諒承致シマシタガ、私  
ガ、八十万圓ハ所謂責任支出デアリマスガ、  
責任支出デアリマスレバ、次ノ議會ニ提案  
ヲシテ、議會ノ承認ヲ求メルト云フコトニ  
ナルノデアリマスガ、ソレハ何故ニ此議會  
ニ御提出ニナラナイノデアリマスカ

○中島政府委員 松本君ノ申サレマシタ如  
クニ、是ハ責任支出デアリマシテ、サウシ  
テ去年ノ十二月マデノ分ヲ此議會ニ提出ス  
ル譯ニナツテ居リマシテ、此責任支出ニ付キ  
マシテハ、次ノ通常議會ニ提出致シマシテ、  
御承認ヲ得ル所ノ慣例ニナツテ居ルノデア  
リマス

○松本委員 諒承致シマシタ  
○金光委員長 次ニ綾川君、先づ大藏省ノ  
政府委員ニ質問ヲ願ヒマス

○綾川委員 私ノ一寸御意見ヲ承リタイト  
思ヒマスノハ、順序ハ一寸違ツテ居リマス  
ガ、災害關係ノ第二豫備金支出ニ關スル件  
デアリマス、災害關係ノ分デ第二豫備金支  
出ニ關スル一番多イモノハ、農林省八百三  
十四万六千五百十八圓、次ガ内務省デ四百  
九十九万三千七百六十圓ト云フコトニナ

テ居リマス、是ハ最モ多イモノデアリマス、  
此支出ニ付テ農林省或ハ内務省等ノ政策ニ  
齟齬ヲ來シ、若クハ此兩政策ガ衝突ヲ致ス、  
其爲ニ災害ヲ生ジタト思ハレルヤウナ點ガ  
アルト思ハレマス、私共ノ地方デ實際ニ私  
共打突ツテ居ル問題デアリマスガ、開墾助成  
金ニ依ツテ非常ニ多クノ開墾ヲ致シマシタ  
爲ニ、内務省方面デ國費ヲ以テ治水事業ヲ  
計畫サレ、利根川支流ノ河川ニ於テ昨年九  
月二十五日ノ大雨ノ際ニ、非常ナ氾濫ヲ致  
シマシタ、最近十年ノ最高ノ水準ヲ標準ト  
シテ、ソレヨリ二割増水シテモ大丈夫デア  
ルト云フ目論見デ、治水計畫ガ立テラレタ  
ト云フコトデアリマスガ、是ガ昨年左程ノ  
大雨デナカツタニ拘ラズ、氾濫ヲ致シタノデ  
アリマス、斯様ナ政策ガ一方ハ開墾前ニ於  
テハ山林地帶デアリマシテ、非常ニ保水力  
ガアツタノデアリマスガ、其保水力ヲ開墾シ  
タノデ失ツタ爲ニ、斯ノ如キ水害ニナツタト  
云フヤウナ例ガアルノデアリマス、是ハ全  
國ニハ相當アルコトト思ヒマス、斯様ナコ  
出サレル時ニ十分考慮サレ、又各省等ニ何  
カ警告ノヤウナコトヲ爲サレタコトハナイ  
ノデアリマスカ、如何デアリマスカ

○中島政府委員 綾川君カラノ御質問ニ對

シマシテ御答申上ゲマス、此災害ノ費用ヲ出スニ付キマシテ、大藏省カラ別ニ警告ヲシタヤウナコトハアリマセヌガ、馬場大藏大臣モ豫算委員會其他ニ於キマシテ屢々申上ゲマシタ通り、國民生活ノ安定ノ一部分ト致シマシテ、治水ノ本ハ治山ニ在ルノデアリマシテ、山ヲ治メルニアラズンバ、水ハ治マラナイト云フヤウナ御考ヲ持テ居ルノデアリマシテ、私共モ亦同感デアリマスガ、斯ウ云フ方面カラ考ヘマシテ、能ク是等ノ點ニ付キマシテハ研究ヲ致シマシテ、御満足ノ行クヤウナ施設ヲ施シタイト

○綾川委員 此點ハ從來カラモアツタコトデアリマシテ、文部省ノ方面デ平和思想、陸海軍ノ方デハ大ニ軍人精神ヲ鼓吹スル、雙方互ニ相殺シテ國費ダケハ出シテ何等ノ效果モ擧ゲナイト云フヤウナ例モアルノデアリマス、其他色々アリマスガ、ドウカ内務省デ支出シ、農林省デ支出スル其國費ガ、無駄ニナラヌヤウニ將來共大藏省方面ニ於テ、十分ノ御考慮ヲ切望致シマス、御趣旨ノ程ハ分リマシタ、ドウカ宜シク願ヒマス

○金光委員長 農林省ノ會計課長御出席デアリマスカラ、綾川君

○綾川委員 農林省方面ニ於キマシテハ、

大正八年開墾助成法ヲ制定ニナリマシテ、助成金約三千六百万圓程ノ支出ヲシテ居ルノデアリマス、是等ノ開墾助成費ノ爲ニ、大體十二万七千町歩程ノ開墾ガサレテ居ルト云フコトデアリマスガ、最近二三年來、殊ニ一昨年ノ如キハ非常ナ水害デアリマシタガ、是等ノ水害ト開墾トノ關係ガ、如何ナルモノデアツタカト云フヤウナコトニ付テ、農林省方面ニ於テ御考慮ナサツテ居ルコトガゴザイマセヌデセウカ、如何デセウカ

○綾川委員 私ハ食糧問題ノ上カラ、又地

方開發ノ上カラ、是非共開墾方面ニハ農林

事情ニ通曉シテ居ル積リデアリマスガ、大

分餘力ヲ置イテ將來ノ場合ヲ何割ト云フ位

ニマデ大キク見積ツテ、御計畫ヲ爲サツタサ

ウデアリマスガ、昨年是ガ溢水ヲ致シタノ

其地方ニ於テ十年來未ダ曾テ無イト云フヤ

デアリマス、九月二十五日ノ雨ト云フノハ、

自分達ノ生活ニ直接關係ヲ致シ、生活ノ不

安トナルコトデアリマスカラ、其溢水ノ原

因ヲ調べマシタ所、其上流地方ニ於テ約二

百五十町歩程ノ開墾助成金ニ依ル開墾ヲ致

シマシテ、又私費ヲ以テ致シタル開墾地等

ガ相當アリマシテ、約三百町歩程ノモノガ

開墾サレタノデアリマス、ソレガ爲ニ從來

ノ開墾前ノ保水力ヲ失ツテ、平地畑地トナッ

タノデアリマスカラ、之ニ降ツタ雨ガ此處

ニ流込ンデ參リマシテ、是ハドウシテモ治

水擴張ヲ御願シナケレバナラスト云フヤウ

ナ希望モ出テ居ル次第デアリマス、内務省

方面ニ於カレマシテハ是非一ツ治水計畫ノ

ガ出來マシテ、水害ガ起ツタ場所モアルカト思ヒマスルガ、大體開墾禁止區域等ノ開墾ノ爲ニ、餘計ニ水害ガ起ツタト云フヤウナ場所ハ、比較的少イカノヤウニ聞イテ居リマスガ、最近二三年來、

○綾川委員 私ハ食糧問題ノ上カラ、又地

方開發ノ上カラ、是非共開墾方面ニハ農林

事情ニ通曉シテ居ル積リデアリマスガ、大

分餘力ヲ置イテ將來ノ場合ヲ何割ト云フ位

ニマデ大キク見積ツテ、御計畫ヲ爲サツタサ

ウデアリマスガ、昨年是ガ溢水ヲ致シタノ

其地方ニ於テ十年來未ダ曾テ無イト云フヤ

デアリマス、九月二十五日ノ雨ト云フノハ、

自分達ノ生活ニ直接關係ヲ致シ、生活ノ不

安トナルコトデアリマスカラ、其溢水ノ原

因ヲ調べマシタ所、其上流地方ニ於テ約二

百五十町歩程ノ開墾助成金ニ依ル開墾ヲ致

シマシテ、又私費ヲ以テ致シタル開墾地等

ガ相當アリマシテ、約三百町歩程ノモノガ

開墾サレタノデアリマス、ソレガ爲ニ從來

ノ開墾前ノ保水力ヲ失ツテ、平地畑地トナッ

タノデアリマスカラ、之ニ降ツタ雨ガ此處

ニ流込ンデ參リマシテ、是ハドウシテモ治

水擴張ヲ御願シナケレバナラスト云フヤウ

ナ希望モ出テ居ル次第デアリマス、内務省

方面ニ於カレマシテハ是非一ツ治水計畫ノ

際ニ、上流地方ニ於ケル開墾、是モ十分一ツ御考慮ヲ御願シタイト存ズル次第アリ

マス、之ヲ以テ私ノ質問ヲ終リマス

○金光委員長 大臣ハ貴族院ノ方へ御出席

デスカラ、政府委員ニ御質問ヲ願フコトニ致シマシテハ……

○倉元委員 私ハ實ハ問題ガ大キイ問題デ

アリマスカラ、大臣ニ伺ツテ置イタ方ガ適當

ト思ヒマスルガ、貴族院ノ方面デ御差支ト

アリマスレバ致方モゴザイマセヌカラ、政府

委員トシテデナク、大臣ノ御考ハ略々茲ニ在

ルモノト思ハレルト云フ御答辯ヲ得タイト

思ツテ居リマス、先日私ノ質問ニ對シテ鐵國

策ニ付テハ、將來は遂行ノ上ニドウ考ヘ

ナケレバナラヌカト云フコトニ付テ、再檢

討ヲシナケレバナラヌ、今折角關係者ノ方

トモ交渉ヲ重ネテ、調査中デアル——斯ウ

云フ答辯ヲ得テ居ルノデアリマスルガ、其

再検討ナサル手續方法、若シソレ等ニ付テ

ノ委員會トカ、或ハ調査ノ適當ナ機關ヲ御

設ケニナツテ、其機關ニ依ツテ今後ノ鐵國策

ヲ決定スル——斯ウ云フ御方針デアルナラ

バ、其機關ノ組織等ニ付テ、御洩シ出來ル

範圍ヲ承リタイト思ヒマス

○小島政府委員 御質問ニ對シマシテ御答

致シマス、問題ハ相當重要ナ事柄デゴザイ

マス爲ニ、大臣カラ御答辯申上ゲルコトガ相當ト思ヒマスルガ、此際私カラ一言御答

辯ヲ申上ゲマス、鐵鋼ノ自給自足ヲ圖リマス

スル國策ヲ確立スル爲ニ、現在商工省ニ於

キマシテ關係各省ノ部局長等ヲ委員ニシマ

シテ協議會ヲ設ケマシテ、折角各種ノ事項

ニ瓦リマシテ是ガ檢討ヲ致シテ居リマスル

コトハ、先般來申上ゲタ通リデゴザイマス、

更ニ此上ニ如何ナル機關ヲ設ケマスカ、其

事ニ付キマシテハ此協議會ニ於キマスル審

議ノ結果ニ鑑ミマシテ、必要ガアリマスル

ナラバ適當な調査機關ヲ設ケマシテ、之ニ

依ツテ鐵鋼國策ノ樹立ニ遺憾ナイヤウニ致

シタイト思ヒマス、只今ノ所左様ニ考ヘテ

居リマス

〔委員長退席、矢野委員長代理著席〕

○小島政府委員 従來各種ノ委員會、調査

會ガゴザイマシテ、ソレドヽ鐵國策ニ關シ具

付キマシテハ、現在昭和製鋼所ニ於キマシ

テ、之ヲ磁力選鑄ニ依リマシテ利用シテ居

リマス、朝鮮ニ於キマスル茂山等ノ貧鑄ニ

付キマシテハ、今後更ニ選鑄方法ニ研究ヲ

致シマシテ、是ガ利用ヲ圖リタイト考ヘテ

居リマス

○倉元委員 朝鮮、滿洲ノ「パーセンター

ジ」ハドウナツテ居リマスカ

テ見タイト思ツテ居リマシタガ、伺フコトガ

出來ナカツタノデアリマスガ、現在ノ鐵鑄石

ノ輸入ノ數量、場所、之ヲ一應承ツテ置キタ

イト思ヒマス

○小島政府委員 只今我國ニ於キマシテ輸

入シテ居リマス鐵鑄石ノ數量ハ、約三百四

十万噸見當ニナツテ居リマス、是ハ御承知ノ

通リ支那楊子江沿岸、南洋ノ馬來、比律賓、

濠洲等カラ輸入シテ居リマス

○倉元委員 其中主ナル所ハ……

○小島政府委員 其中ノ主ナル地方ハ、ヤ

ハリ支那及馬來半島デアリマス

○倉元委員 朝鮮滿洲ハ貧鑄ダト云フコト

デアリマスガ、其貧鑄ハ現在ドウ云フヤウ

ナ取扱ニナツテ居リマスカ、ソレヲ一寸伺ヒ

タイ

マスカドウカ

○小島政府委員 御質問ニ對シテ御答申シ

マス、造船用ノ鋼材ニ付キマシテハ獎勵金

ノ制度ガゴザイマシテ、製鐵業獎勵法ニ基

キマシテ、獎勵金ヲ交付致シテ居リマスガ、

更ニ造船用其他一般ノ鋼材ノ價格ニ付キマ

シテハ、出來得ル限り之ヲ低廉ナラシメマ

シテ是等ノ重要工業ノ發達ヲ圖リタイト云

フコトハ全ク御同感デアリマス、只今具體

的ニト云フ御話デゴザイマスガ、具體的ニ

ノ茂山等ニ於キマシテモ、大體四〇%程度ニ聞イテ居リマス

○倉元委員 私ノ質問ハ是デ終リマス

○中井委員 今ノ倉元君ノ質問ニ關聯シテ……

○矢野委員長代理 成ベク簡單ニ……

○中井委員 委員長ノ御指圖モアリマシタ

カラ、一言ダケ御尋致シテ置キマス、船舶

用ノ鐵ガ最近非常ニ上ツテ來テ居ル、是ハ一

般ノ鐵モ同様デス、政府ハ海運政策ヲ盛ン

ナラシムルト云フ上カラ、船舶用ノ鐵ニ對

シテ格別ノ考ヲ持タル必要ハナイカ、從

來多少ノ政策ハアツタヤウデアリマスガ、甚

ダ足ラスト思フ、此點具體的ノ御考ハアリ

マスカドウカ

タイト思ヒマス

○中井委員 其點ハ長イ間ノ問題ト思ヒマスガ、實ハ遞信省管内ニ於ケル造船ニ關スル補助ノ問題デアリマス、現在ノ狀態ニ於聯シテ來ルノデアリマス、ソレト是レトガ關テ製鐵會社等ト本省トノ間ニ、何カ交渉等ハ進ンデ居リマセヌカ、若シ進ンデ居リマシタナラバ其内容ト、ドノ程度マデ見込ガ付イテ居ルカト云フコトヲ御發表願ヒタイ

〔矢野委員長代理退席、委員長著席〕

○小島政府委員 只今製鐵業者ト造船業者トノ間ニ、何カ話ガアッダカト云フ御話デアリマスルガ、從來ニ於キマシテモ數量ノ相

當纏ヅタモノハ製鐵業者ヨリ安ク供給シテ居リマスガ、今後モ出來得ル限リ安ク供給スルヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス○金光委員長 各案トモ質疑ハ終了致シタ、是ヨリ各案ニ付キ逐次討論採決ニ移リマス——關稅定率法中改正法律案、此討論ニ入りマス

○矢野委員 私ハ賛成ヲ致シマス

○石坂委員 私ハ本案ニ付テ賛成ノ意ヲ表シマス

○金光委員長 採決致シマス、原案ニ賛成

ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

〔賛成者起立〕

○金光委員長 起立多數、仍テ原案ノ通り可決確定致シマシタ

○金光委員長 原案ニ賛成ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

○石坂委員 賛成

〔賛成者起立〕

○金光委員長 次ハ大正十三年法律第二十四號中改正法律案ノ討論ニ入リマス

○矢野委員 賛成デアリマス

○石坂委員 賛成

○金光委員長 本案ノ採決ヲ致シマス、原案ニ御賛成ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

○金光委員長 次ハ貯蓄銀行法中改正法律案ノ討論ニ入リマス

○矢野委員 是モ賛成

○金光委員長 起立多數、仍テ原案通り可決確定致シマシタ

○金光委員長 本案モ賛成デアリマス

○石坂委員 本案モ賛成デアリマス

○金光委員長 次ハ昭和七年法律第四號中改正法律案本案ノ討論ニ入リマス

○金光委員長 起立多數、仍テ原案ノ通り可法確定致シマシタ

○石坂委員 本案ニ賛成

○金光委員長 採決致シマス、原案ニ賛成

○金光委員長 次ハ日本銀行特別融通及損失補償法中改正法律案ノ討論ニ入リマス

○矢野委員 賛成

○金光委員長 起立多數、仍テ原案ノ通り可決確定致シマシタ

○金光委員長 原案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

○石坂委員 賛成

○金光委員長 次ハ製鐵業獎勵法中改正法律案ノ討論ニ入リマス

○金光委員長 起立多數、仍テ原案ノ通り可決確定致シマシタ

○金光委員長 起立多數、仍テ原案ノ通り可決確定致シマシタ

○金光委員長 賛成

○金光委員長 次ハ昭和九年度第一豫備金支出ノ件、昭和九年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和九年度滿洲事件第一豫備金支出ノ件、昭和十年四月ヨリ同年十二月ニ至ル昭和十年度第二豫備金支出ノ件、昭和十年四月ヨリ同年十二月ニ至ル昭和十年度特別會計第二豫備金支出ノ件、昭和十年四月ヨリ同年十二月ニ至ル昭和十年度特別會計豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件、是ハ孰レモ承諾ヲ求ムル件デアリマス、此討論ニ入りマス

○金光委員長 次ハ豫備金支出ニ付テハ、先程文部大臣ニ第二豫備金支出ニ付テハ、先程文部大臣ト質問應答致シマシタガ、此案ニ付テハ多少吾々ハ異論ヲ持ッテ居ルモノデアリマスケレドモ、支出濟ノ今日ニ於テ已ムヲ得ズ之ニ承認ヲ與ヘルモノデアリマス

○金光委員長 原案ノ通り承諾ニ賛成ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

○金光委員長 起立多數、仍テ原案ノ通り可決確定致シマシタ

○金光委員長 各案トモ承認デアリマス、特ニ第二豫備金支出ニ付テハ、先程文部大臣ト質問應答致シマシタガ、此案ニ付テハ多少吾々ハ異論ヲ持ッテ居ルモノデアリマスケレドモ、支出濟ノ今日ニ於テ已ムヲ得ズ之ニ承認ヲ與ヘルモノデアリマス

○金光委員長 原案ノ通り承諾ニ賛成ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

○金光委員長 起立多數、仍テ原案ノ通り可決確定致シマシタ

託ニナリマシタ各議案全部議了致シマシ  
タ、連日諸君ノ御勞苦ヲ感謝致シマス、本  
日ハ是ニテ散會

午後二時二十五分散會

昭和十一年五月二十一日印刷

昭和十一年五月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 嘉善印刷株式會社